

平成16年2月16日

化学物質過敏症支援センター 様

大阪府健康福祉部環境衛生課

「保健所についての要望書」について

貴団体からいただきました標記文書は、保健所において住居衛生対策を所管しています環境衛生課がお預かりしました。

本府保健所では、平成8年度から住居衛生対策事業に取り組んでおり、窓口での相談対応のほか、各種講習会の開催や健康展への参加、ホームページやパンフレットによる住居衛生情報の提供を行ってまいりました。

シックハウスに関しては、平成10年度から3ヵ年、「ホルマリンなど化学物質による室内環境汚染実態調査」等を実施しました。その成果を踏まえ、保健所におけるホルムアルデヒド濃度等の検査制度を確保し、府民向けのパンフレットや相談対応マニュアルを作成するなど、保健所での相談対応の体制整備を図っております。

また、昨年6月には建築基準法改正に伴い、府内の建築、保健衛生部局及び関係団体を対象に「シックハウスに関する研修会」を開催いたしました。

ところが、化学物質過敏症、シックハウス症候群については、予防対策や治療法がまだ確立されておらず、また、化学物質濃度を低減する手法についても、換気以外の有効な改善技術が確立されていないのが現状です。本府では、この問題について総合的な対策を行っている部局ではなく、建築都市部、教育委員会、生活文化部、健康福祉部などで個別に対策を行っています。

シックハウス対策を含む住居衛生問題は法規制に馴染みにくいことから、本府では建築部局など府内関係機関による連絡会議を設置しており、関係各課が有する住居、施設に関する施策、指導、相談対応、制度融資などの情報の共有に努めています。

今後、府民のより良い居住環境を確保、整備、創造するために、連携して実施できる施策について調整し、さらに関係団体等との幅広い情報交換を行うなど、より効果的な住居衛生対策の検討に努めてまいりたいと考えております。